

協議の経緯（新たな規制の特例措置に関する提案）

- H24.7/25 総合特別区域第二次指定
 地域活性化総合特区：6箇所
 （累計 国際戦略総合特区：7箇所 / 地域活性化総合特区：32箇所）
- H24.8/31～ 国と地方の協議（実務者レベル打合せ）
 全39特区中、優先提案を提案した26特区毎に実施
 提案内容の確認、現行制度等について議論
- H24.10/2～ 国と地方の協議（書面協議）
- H24.10/5～ 国と地方の協議（対面協議）
 事務レベル協議（部長、課長クラスとの協議）延べ件数3件
 実務者レベル協議（課長補佐以下クラスとの協議）延べ件数16件
 他、必要に応じてメール及び電話による協議を多数実施
- H24.11/21～ 国と地方の協議（再書面協議）
 必要に応じて実務者レベル打合せを随時開催
- H25.3/19 総合特別区域推進本部開催（「国と地方の協議」に係る結果の決定）

論点シートの見方（省庁の見解における対応欄の内容）

- A - 1：指定自治体の提案どおり総合特区で実施
- A - 2：全国展開で実施
- B：条件を提示して実施
- C：代替案の提示
- D：現行法令等に対応可能
- E：対応しない
- F：各省が今後検討
- Z：指定自治体が検討

論点シートの見方（指定自治体の回答における対応欄の内容）

- a：了解
- b：条件付き了解
- c：受け入れられない
- d：その他

論点シートの見方（内閣府整理の内容）

- ：提案者の取組を実現するための方策について国と地方で合意に至ったもの（今後、合意に至った方策を活用して地方において取組を実現していくもの）
- ：提案者の取組を実現するための方策の方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの
- ：取組を実現するための方策について国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの
- ：一旦協議を終了し、提案者側で再検討を行うもの

上記は基本的な考え方であり、協議内容に応じ、これに依らない場合もある。